

焼津市立総合病院ホームページリニューアル
業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月
焼津市立総合病院

目次

1. 目的	3
2. 事業概要	3
3. 担当課	3
4. 日程	3
5. 実施要領等の交付	4
6. プロポーザルに関する質問	4
7. 質問への回答	4
8. プロポーザル参加資格	4
9. プロポーザル参加資格審査に関する必要書類の提出	5
10. 企画提案に関する必要書類の提出	5
11. 辞退	6
12. 選定方法	6
13. 契約の締結	7
14. 失格事項	7
15. その他留意事項	8
焼津市立総合病院ホームページリニューアル業務委託 業者選定基準表	9

1. 目的

焼津市立総合病院(以下「当院」という)のホームページは開設してから16年が経過しており、この間におけるインターネット環境や社会生活は大きく変化している状況にある。現在、スマートフォン等の端末から多くの人々が容易に素早く情報の検索が可能となっており、また、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信も活発になっている。そのようなインターネットの利便性が高まる一方でインターネットを介した犯罪が起きており、医療機関も例外ではなくなっている。

焼津市内の地域医療支援病院としてまた、災害拠点病院、臨床研修病院等の指定を受けている病院として患者様とその家族だけでなく、医療従事者や各種事業者にとっても利用しやすいホームページであるかどうかは病院に対する評価の重要な要素である。さらに、どのような時でもホームページが安定した情報発信の手段となることも重要である。

現在の当院ホームページ(以下「現ウェブサイト」という。)からそうした社会情勢に対応するため「いつでも」「誰でも」閲覧者が求める情報にたどり着きやすいよう、ページの分類や内容、デザイン、ユーザーインターフェースを見直し、ナビゲーションの最適化と利便性の向上を図るとともに、安定した情報提供、情報発信力強化を図り、将来における拡張性を備えたものとなるようリニューアルを行う。

2. 事業概要

- (1) 委託業務名 焼津市立総合病院ホームページリニューアル業務委託
- (2) 業務内容 「仕様書」のとおり
- (3) 履行機関 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 焼津市立総合病院
- (5) 予算限度額 8,686,700円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 担当課

焼津市立総合病院 事務部 病院経営戦略課 経営戦略担当
〒425-8505 静岡県焼津市道原1000番地
電話：054-623-3111
FAX：054-624-9103
E-mail：byoin_kikaku@city.yaizu.lg.jp

4. 日程

項目	日程
公告日	令和6年4月8日(月)
本件に係る質疑締切日時	令和6年4月16日(火)午後5時まで
質疑回答日	令和6年4月22日(月)
参加申請締切日	令和6年4月26日(金)午後5時まで
参加資格審査結果通知日	令和6年5月1日(木)
企画提案書の提出期限	令和6年5月17日(金)午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和6年5月23日(木)予定
選定結果通知	令和6年5月29日(水)
契約手続き	令和6年5月末～6月上旬予定

5. 実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 4 月 8 日(月)~令和 6 年 4 月 26 日(金)午後 5 時まで

(2) 交付方法

当院ホームページからダウンロードすること。

URL

https://www.hospital.yaizu.shizuoka.jp/news/kiji2024/2024.04_hp_new.html

※配布は行わない。

6. プロポーザルに関する質問

本件の実施に関して不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限：令和 6 年 4 月 16 日(火)午後 5 時まで

(2) 提出書類：質問書【様式 I】

(3) 提出先：3.担当課 E-mail アドレス

(4) 提出方法：電子メール(電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。)

7. 質問への回答

質問に対する回答は、令和 6 年 4 月 22 日(月)に当院ホームページにおいて公表する。

個別回答は行わない。

8. プロポーザル参加資格

プロポーザル参加者は、以下の条件を満たすものとする。

(1) 法人格を有していること

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続き開始の申し立てがなされていない者

(4) 民事再生法(平成 11 年 法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者

(5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者

(6) 金融機関の取引停止処分がなされていない者

(7) 解散又は廃業した法人でない者

(8) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱(平成 24 年焼津市告示第 30 号)に基づく資格停止を受けていない者

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者

(10) 焼津市が課する税について滞納をしていない者(焼津市への納税義務がない法人については本項目を考慮しなくてよい)

(11) 過去5年間に、ホームページの構築及び保守業務において情報改ざんなどの重大事故が発生していないこと。また、情報漏えい等の情報セキュリティに関して、判決による罰金及び和解金の支払いがないこと。

(12) 上記のほか、次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ※ 連携協力企業等（参加するものと協力し、当該参加する者の責任の下に本事業の一部を行うもの）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

9. プロポーザル参加資格審査に関する必要書類の提出

前段条件を満たしプロポーザルへの参加を希望する者は必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

番号	名称	詳細
ア	参加資格審査申請書兼誓約書	【様式2】
イ	登記事項証明書	・発行後3カ月以内のものに限る ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明 ※写し不可
ウ	印鑑証明書	・発行後3カ月以内のものに限る ※写し不可
エ	納税証明書	・発行後3カ月以内のものに限る ・法人税、消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証明するもの ・焼津市に納税義務がある場合、焼津市税に未納税額がないことを証明するもの ※写し不可
オ	企業概要書	【様式3】
カ	参加資格に対する申立書	【様式4】
キ	暴力団等の排除に関する誓約書	【様式5】

(2) 提出期限：令和6年4月26日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法：一般書留郵便又は簡易書留郵便

(4) 提出先：「3.担当課」に同じ

(5) 結果報告：参加資格審査結果は、令和6年5月1日(木)に電子メールで通知する。

10. 企画提案に関する必要書類の提出

企画提案書に関する必要書類の提出は、次のとおり行うこと。

(1) 受付期間：令和6年5月17日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法：一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

(3) 提出先：3.「担当課」に同じ

(4) 提出書類：仕様書に記載された業務内容を踏まえ、企画内容、提案事項、スケジュール等を図表等も用いて企画提案書を作成し提出する。

番号	項目	記載すべき事項
ク	企画提案	<p>【任意様式】</p> <p>提案書の作成においては、次の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 企画提案書は任意様式とし、正本1部のみ代表者印を押印のこと。</p> <p>(2) A4版横書き左綴じとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込とする。</p> <p>(3) 表紙及び目次を除き、両面印刷で25枚以内とし、日本語表記で10.5ポイント以上であること。また、ページ番号を付すること。</p> <p>(4) 企画提案書の作成に当たっては、「業者選定基準表」に示すもの他、以下も記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ提案 ・業務実施体制及び業務スケジュール(担当者名、経験や実績等を明確にすること。)
ケ	見積書	<p>【任意様式】</p> <p>(1) 宛先は焼津市立総合病院とし、代表者印を押印のこと。</p> <p>(2) 見積額は、消費税及び地方消費税を除く額とする。</p> <p>(3) 本件業務に係る見積書及び保守運用経費見積書の2種類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費目ごとに単価、数量(新規作成ページ数等含む)、人日等積算の内訳及び積算根拠を明示すること。 ・保守運用費用の内訳(令和7年4月1日～令和12年3月31日の5年分の総額、年額及びサーバ維持費等詳細)を明示すること。ただし、保守運用については評価対象及び今後の契約における積算根拠とするが、ただちに契約するものではなく、また価格確定するものでもない。

(5) 提出部数

「ケ」の提出書類については、正本を1部、副本を15部、また電子媒体(CD-R)に格納し、これを1部提出すること。

11. 辞退

本件への参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年5月10日(金)午後5時まで
- (2) 提出方法：任意様式にて、辞退する旨、代表者名・
- (3) 提出先：3.「担当課」に同じ

12. 選定方法

本業務の契約候補者の選定は、焼津市立総合病院ホームページリニューアル業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、プレゼンテーションによる審査・選定を行う。

(1) 選定方法

審査員が「ホームページリニューアル業務委託 業者選定基準表」に基づき評価・採点することにより選定する。

(2) プレゼンテーション

① 目的

企画提案書の内容についてのプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答による審査の

実施。

②実施日

令和 6 年 5 月 23 日(木) 予定

③実施場所

詳細な時刻及び場所等については、参加資格審査結果と合わせて通知する。

④実地時間

プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分目安の計40分程度を予定している。

⑤使用資料

- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書の内容のみとする。プレゼンテーション実施にあたり、パワーポイント等を使用する際は、企画提案書の内容の抜粋とし、企画提案書における該当ページ数等を明示すること。ただし、軽微な表現の変更は認める。
- ・パワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは当院において準備するが、その他必要な機器については提案者が準備すること。

⑥結果通知日

令和 6 年 5 月 29 日(水)

⑦通知方法等

参加事業者に対し、電子メールで通知する。

(3) 候補者の決定

- ・点数が最も高い提案者を契約候補者として選定し、契約交渉を行う。
- ・最高点の契約候補者との契約交渉が不調となった場合は、次点者を契約候補者とし、交渉を行うものとする。
- ・合計点数が同点の場合は、委員会で協議の上候補者を決定する。
- ・企画提案書の提出者が1者の場合でも、プレゼンテーションを実施し、その点数をもって候補者を決定する。
- ・合計点数が最も高い提案者であっても、業者選定基準表の合計点数が60%未満の者は、契約候補者として選定しない。

(4) 選定に係る留意事項

- ①審査は非公開とする。
- ②審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

13. 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、当院と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、当院が定めた予定価格内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

14. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (5) 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

15. その他留意事項

- (1) 本件に要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は認めない。ただし、委員会の判断により資料の補正、補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。
- (4) 企画提案書等のため作成した資料や当院から受領した資料は、当院の許可なく公表又は使用することができない。
- (5) 企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。ただし、当院は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、焼津市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本要領に関する手続きを延期することがある。

焼津市立総合病院ホームページリニューアル業務委託 業者選定基準表

評価項目		評価基準項目	点数
業務の実施方針	会社概要及び過去の業務実績	・Webサイトの設計やデザインを行う部署が社内にある。 ・構築事例がホームページに公開されている。	10
	事業趣旨の理解度及び取り組み	本業務の趣旨、現状と課題を十分に理解した基本的な考え方及び取り組み方針となっているか。	5
業務体制	業務実施体制	組織体制、実施体制、責任者が明らかにされており、執行体制は十分か。	5
	プロジェクト管理	・スケジュール案は具体的で実現性があるか。 ・当院と提案者の役割分担が明確に示されている。 ・公開までの支援内容が具体的に示されている。	10
企画提案・機能評価	デザイン・サイト構成	・直感的に当院の特色が伝わる案が示されている。 ・デザイン性とサイト導線のわかりやすさを両立させた提案である。	10
		カテゴリ、メニュー、コンテンツ構成等、サイト全体の設計・見直し提案されているか。	5
		現在のページが整理され見やすさを損なうことなくスリム化した構成が示されているか。	5
	アクセシビリティ・ユーザビリティ	様々な年代がアクセスすることを考慮した提案になっているか。	5
		・各デバイスへの対応状況が示されている。 ・特に、スマートフォンからのアクセスに考慮されている。	10
	各種機能・性能及び保守・運用体制	・専門知識のない職員でも、操作はわかりやすいか。 ・ページは均一な完成度となるような提案があるか。	5
		ページ公開までの承認フローが当院の現状に則したものを設定できるか。	5
		セキュリティリスクや障害時の対応及び、保守・サポート体制は充実しているか。	10
	追加提案	特にアピールしたい点について、目的や基本方針と合致した、有益な提案であったか。	5
		上記以外で、当院にとって有益となる提案があったか。	5
価格評価	見積金額についての評価 (最も低い見積金額/各業者の見積金額 × 配点 小数点第3位以上が生じた際には第3位を四捨五入する)	5	
合計			100